



Title	慶長期における徳川家康と畿内寺社：『西笑和尚文案』の分析を通して
Author(s)	伊藤, 真昭
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1994, 28, p. 57-82
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48035
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

慶長期における徳川家康と畿内寺社

—『西笑和尚文案』の分析を通して—

伊藤真昭

はじめに

徳川政権において本格的に宗教統制が開始されるのは、慶長末より元和初年の頃である。この時期に徳川家康は集中的に各寺院に対して寺院法度を発布している。もともと初期の時点では、慶長六年（一六〇一）に高野山に発布された法度のように、訴訟の裁決を契機に発布されたものであるが、それ以後は慶長十三年の「比叡山法度」、「成善提院法度」など毎年のように、天台、真言の本山格の寺院を中心にして浄土、臨済、曹洞宗に法度が発布されていった。そして寛永十二年に寺社奉行が創置されるなど、その統制は徐々に強化されていった。幕府による本格的宗教統制の時期には「黒衣の宰相」金地院崇伝が寺社行政を担当していた。彼の日記『本光国師日記』に拠る慶長十五年以後の研究はなされているが、それ以前の研究がほとんどなされていないといつてよい。畠田善雄氏の『本光国師日記』を使った分析によると、慶長期の寺院行政の基調は以下のようであった。つまり当時は寺院内部ある

いは寺院間の紛争において、当事者間の協議に委ねるという内済の原理が働いていた。幕府はその協議で解決せず提訴された場合のみ裁許し、その基準は各「寺法」の遵守にあった。その背後には僧侶の本分である学問・仏法興隆を促すことにあつたが、そのための幕府側からの積極的関与、介入は見られず、この方針は元和元年法度で幕府が寺法を超越する存在であると確定されるまで続くのである。⁽¹⁾

このような分析がそれ以前も有効であったのかを確認するために、本稿で対象とする時期は慶長五年の関ヶ原の戦いより慶長十五年以前、特に慶長十二年に家康が駿府に居城を移すまでとしたい。「大御所」家康が畿内を離れるということで、慶長十二年は家康と畿内寺社にとつても一つの画期となるからである⁽²⁾。本意としては豊臣氏滅亡までを通して考察したいが、紙幅の関係もあり、この年までに限って考察していく。この時期、関ヶ原の戦いに勝利した後も徳川家康は名目上は豊臣政権の「公儀」を運営する「大老」の筆頭格であり、また慶長八年の將軍就任後も大坂城に豊臣秀頼が存在する以上、彼を無視する訳にはいかなかつた。このような状況の中で、畿内の寺社に家康はどのように対処していたのか。当該期の宗教と国家権力の関係について考察してみたい。

そしてその考察のための鍵となる人物が、相国寺第九二世住持、そして第五十代、五二代鹿苑僧録であった西笑承兌（以下承兌）である。彼は同時期の興福寺の僧に「日本寺奉行」と呼ばれ、寺社からの訴訟に大きく係わつた人物であった。外交史における承兌の研究は北島万次氏の論考に詳しいが、「寺奉行」については論考がない。彼を研究することでこの時期の権力と寺社の関係について探求できるはずである。

そこで彼の残した文書案文集である『西笑和尚文案』（以下『文案』）の分析を通して論を進めていくことにする。この『文案』は相国寺蔵、全十冊の未刊史料であり、慶長二年から没年（十二年）までの文書案が収められている。

原本に接することを許されていないので、今回は東京大学史料編纂所蔵明治三六年の写本に拠った。

なお史料上承兌は「両長老」として閑室元信と併称されることが多いが、現存する連署状では常に承兌が奥に署名していること、最初は承兌単独で、元信は後に添えられたこと等の理由から、ここでは承兌のみの分析とする。

一 承兌と畿内寺社

(一) 承兌が寺社訴訟に関与し始めた時期

承兌が「日本寺奉行」と呼ばれるようになるのはいつのことか。それを先ず考えてみる。

慶長六年三月二十五日、承兌は醍醐三宝院義演に、「相国寺台長老來臨、(中略)内府帰依不混自余、殊法中公事、大都此長老被聞云々」と家康より寺社のことを仰付かたことを伝えているので、承兌が寺社訴訟に関与しだしたのは、明らかに慶長六年三月二十五日以前である。この時期家康は、慶長六年は正月より三月二二日まで大坂城西丸にいて⁽⁵⁾、承兌は二月二三日より三月十五日までその御前に詰めている⁽⁶⁾。よって、承兌が家康より寺社のことを仰付かたのは、慶長六年二月二三日より三月十五日の間であるといえる。また、これを裏付けるように同年二月に、家康は関ヶ原の戦いで「敵性諸侯に対する除封処分は大略終了したらしく、新秩序構成の見通しも明らかになつた」⁽⁷⁾ので、その「新秩序構成」の一つとして承兌をして「殊法中公事、大都此長老被聞」のようにしたのではないだろうか。『文案』でも最初に他宗派の訴訟に関する記事がでてくるのは同年三月十日付片桐且元宛の河内観心寺に関するものであり、以上の考察と見事に符合する。

承兌がこの任に与った理由は、五山を統括する鹿苑僧録として訴訟の調停、糺明にも経験があつたこと、豊臣政

表一 『西笑和尚文案』所収寺社訴訟一覧

卷	年号	年	閏	月	日	寺社名	国名	宗派	朱	内 容	内
4	慶長	8		11	10	不 明	紀伊	真言		遊楽坊跡職の儀に付	○
3		10		10	19					瀧坊へ配分の藪山の儀に付	□
3		11		11	18					春等坊跡目の儀に付	○
2		6		3	10		河内	真言		觀心寺領寄進の儀に付	□
2		6		5	7					訴訟に際し銀子百枚受け取らず	
4		7		10	28					寺領二千石抑留の儀に付	□
4		7		11	10					明王院御庵室の儀に付	○
4		7		—	—					智莊巖院領兩年分訴訟の儀に付	□
4		7		11	11					高野僧籠者の儀に付	
4		8		9	29					蓮成院跡目の儀に付	○
4		8		—	—					金剛峰寺領代官の儀に付	□
4		8		12	4					宝龜院跡目の儀に付	○
4		8		—	—					行人方寺領の儀に付	□
3		9		10	27					南谷と小田原との山を巡る訴訟に付	□
3		10		4	6					往古の寺法を破るとの訴訟の儀に付	
3		10		6	5					地蔵院跡目の儀に付	
3		10		6	5					○	
3		10		6	10					?	
3		10		8	22					○	
3		10		12	6					○	
3		10		12	8					○	
3		10		12	11					○	
3		11		2	27					○	
3		11		5	15					○	
3		11		—	—					○	
4		7		11	28	延暦寺	近江	天台		金輪院の儀に付	?
4		8		9	29	金蓮寺	山城	時		自得庵追放の儀に付	○
2		10		7	7					自得庵領の儀に付	□
2		6		5	8					善真壺二預る	

(表一つづき)

3		11		12	一	愛宕山	山城	社		般舟院末寺の儀に付	
2		10		7	6					祇園社内遊女の儀に付	
2		10		7	7						
3		10		7	29	祇園社	山城	社		西梅坊新入の儀に付	○
3		11		4	26					旅僧糺明の儀に付	
3		11		4	27						
4		9		—	—	石清水	山城	社		八幡八幡宮灯明伝領の儀に付	□
3		11		10	29	豊国社	山城	社		豊国社人跡目の儀に付	○
3		10		5	16					妙遠院披露の儀に付	
3		10		5	17	金戒光明寺	山城	淨土		僧慶讚の儀に付	
2		10		7	13						
3		9		11	22					正法寺領百姓私曲の儀に付	□
3		10		8	4					闕伽井坊・豊藏坊申分の儀に付	?
3		10		10	25	正法寺	山城	淨土		勁松院・利生院申分の儀に付	○
3		10		11	3					慶林正法寺擴出の儀に付	○
3		10		12	6						
4		8		9	29	誓願寺	山城	淨土		巣松軒より金子預りに関する訴訟	
4		8		11	2						
4		8		9	28	大雲院	山城	淨土		妙心寺虎閑長老乱行の儀に付	
4		8		9	29						
4		7		12	11	知恩院	山城	淨土		知恩院内浩哲と祖貞の申分の儀に付	
3		10		8	9	金剛寺	山城	真言		駿州青山の儀に付	□
3		10		2	28	高山寺	山城	真言		高山寺年貢の儀に付	□
3		10		4	6						
4		9		9	2	淨仏寺	山城	真言		清和院屋敷の儀に付	□
3		10		—	—	仁和寺	山城	真言		仁和寺を門跡中第一と為すの儀に付	○
2		6		—	—					醍醐寺内寺建立の儀に付	
4		7		12	4					理性院僧正一周忌の儀に付	
3		10		12	25					理性院候人衆年貢の儀に付	□
4		12		8	22	醍醐寺	山城	真言		持明院家財失却の儀に付	

(表一つづき)

3	慶長	9	10	4	智積院	山城	真言	長谷寺所化衆出奔の儀に付	○
4		9	10	12					
3		10	9	24					
3		10	11	27				智積院跡目の儀に付	○
3		10	11	27					
3		10	12	2					
3		11	4	25				智積院常住物の儀に付	
3		11	3	1	東寺	山城	真言	東寺造営の儀に付	
3		11	3	20				淨久抱え田地の儀に付	
2		6	4	21	三千院	山城	天台	礼参の儀に付	
3		10	—	—				畠屋彦六借錢の儀に付	
3		11	11	8	青蓮院	山城	天台	松泉院留守居竹木伐採の儀に付	
3		10	8	22				国造北嶋家督の儀に付	○
3		10	7	2	南都知足院	大和	?	南都知足院百姓申分の儀に付	□
3		11	12	14				吉野安禪寺の戸帳失却の儀に付	
3		11	—	—	当麻寺	大和	淨土	安禪寺藏王の戸帳失却の儀に付	
3		11	—	—				当麻寺領百姓訴訟の儀に付	□
4		8	—	—	永久寺	大和	真言	寺法破りに付	
4		8	—	—				院家に對し徒党を立てた儀に付	
4		9	閏	8				内山法度の儀に付	
3		9	—	10					
3		9	—	10					
3		10	—	10					
3		10	—	11					
3		10	—	11					
3		10	—	11					
3		11	4	26	三輪平等寺	大和	真言	威徳院岸上水道の儀に付	
3		10	6	19				前官先達申分の儀に付	
3		10	11	19	正暦寺	大和	真言	何等かの訴訟の儀に付	?
3		11	11	29				宝蔵院伊賀国擅那の儀に付	□
3		11	11	29				宝光院跡目の儀に付	○

(表一つづき)

慶長	3	11	12	4	正暦寺	大和	真言	有	宝光院跡目の儀に付	○
	3	—	8	6					將軍寄付の寺領の儀に付	□
	4	9	—	—	長谷寺	大和	真言	無	長谷寺所化衆出奔の儀に付	○
	3	10	9	17					石藏坊妻帶の儀に付	○
	3	11	11	1	多武峰	大和	天台	有	多武峰領山林免許の御判の儀に付	□
	4	9	閏	8					多武峰と本多正武の藪相論の儀に付	□
	3	10	8	24	興福寺	大和	法相	有	金藏院下人殺害の儀に付	
	4	9	閏	8					觀修坊寺領配分の儀に付	□
	3	9	—	23	東大寺	大和	法相	有	仁体取立に付	○
	3	11	2	—					御寄付の知行分の儀に付	□
	4	8	—	11	東大寺	大和	法相	有	去年御寄付寺領分の儀に付	□
	4	9	—	—					桂本庄屋の儀に付	□
	4	9	—	10	法隆寺	大和	法相	有	賢聖院罪過に付	
	3	10	—	28					長蓮坊跡職の儀に付	○
	3	10	—	12	薬師寺	大和	法相	有	寿徳院跡目の儀に付	○
	3	11	—	24					宝生寺長老坊跡職の儀に付	○
	4	8	—	11	室生寺	大和	法相	有	寺領配分の儀に付	□
	3	10	—	15					法花寺の儀に付	?
	4	9	閏	8	西大寺	大和	律	有	一蘋相論の儀に付	○
	3	9	—	10					寺領配分の儀に付	□
	3	10	—	12	唐招提寺	大和	律	有	英彦山座主選定の儀に付	○
	3	10	—	14						
	3	11	—	11	彦山	豊前	修驗	有	彦山座主選定の儀に付	○
	3	11	—	16						
	3	11	—	10	海龍王寺	大和	律	有	法花寺の儀に付	?
	4	8	—	4					寺領配分の儀に付	□
	3	10	—	25	彦山	豊前	修驗	有	英彦山座主選定の儀に付	○
	2	6	—	4						
	2	6	—	25						

「朱」=慶長七年八月朱印状交付の有無(大和) ○=人事関係 □=所領関係 ?=不明

権の中枢に位置していたこと、方広寺千僧会で禅宗の導師を勤め、知名度も高かつたことなどが挙げられよう。さてこの史料から窺える、家康が承兌に期待していたものは何であろうか。義演のいう「法中」というのは『義演淮后日記』の中で具体的には、五摂家を指す「俗中」に比して、照高院淮后・妙法院二品親王・一乗院・大乗院など門跡格の僧侶を指している。⁽⁹⁾つまり家康は門跡達からの訴訟の窓口を承兌にしようとしたのであった。事実、義演はその後に高野山との間の検校職をめぐる相論を「奉行台長老」に訴えているし、同年六月十一日には竹内門跡と北野梅松院との出入を担当している。⁽¹⁰⁾

しかし実際は門跡格の寺院だけが対象ではない。『文案』には表一のようく知恩院や当麻寺など山城・大和・河内・紀伊・近江に在する寺院の名が見受けられる。換言すればこれらの国々における寺社訴訟の窓口は西笑承兌であったのである。

(二) 『文案』所収の寺社訴訟の分析

ここでは具体的に『文案』所収文書の分析をおこなう。但し時期は前節の考察により慶長六年三月以降とする。なお『文案』はそれ自体若干の前後、錯簡はあるが、概ね日を追って書かれているので、そこから年代を推定した。慶長六年三月頃に家康から寺社の訴訟を聞くよう命ぜられた承兌は実際にはどのような訴訟に関与していたのだろうか。但し禅宗寺院については承兌が鹿苑僧録としての立場で訴訟に臨んでいるとみることもできるため、禅宗以外の宗派で検討する。

表一をみると、禅宗以外の文書が一一八通ある。総数二五二通の内、禅宗宛七十通を含むと全体の四分の三が寺社宛である。所在地は英彦山と出雲社以外はすべて畿内近国である。豊前の英彦山についてはその後座主の選

定につき、細川忠興と承兌の個人的繋がりによるものである。なお後任座主は大納言日野輝資二男相国寺豁山玄賀に決定している。⁽¹²⁾ 出雲社と承兌の関係については不明である。

そこでこれら畿内近国の五カ国について概観してみる。

①河内 河内と大和とが家康が承兌に期待していたものを考える上で非常に重要な地域となる。なぜなら関ヶ原の戦い後、豊臣秀頼は摂河泉三国の「一大名」となっていた。しかし豊臣恩顧の大名たちもいてその力は悔りがたいものがあったからだ。河内で承兌の足跡が辿れるということで、この時期の徳川豊臣関係を探るうえで承兌を研究することによって、また違った角度からの徳川豊臣関係も見られると思う。文書としてはあまり残っておらず、『叡福寺文書』と『文案』中の観心寺関係の文書だけである。『文案』には、他に八尾常光寺や真觀寺関係の文書もあるが、これらは禅宗なので取り扱わないとした。

河内関係の文書の初出は『文案』の慶長六年三月十日付文書である。他には同十一年七月二六日付『叡福寺文書』しかないので推論の域を出ないが、河内に関しては承兌の没するまで関与していたと思う。

②紀伊（高野山） ここは紀伊一国がその範囲ではなく高野山のみである。その他の紀伊国の諸寺社はその範疇ではないだろう。これは多分に地理的な要因が大きいのではないかだろうか。高野山関係では『文案』の他に、『高野山文書』⁽¹³⁾に文書が残っており、見出せる時期も承兌が寺社のことに関与した最初からである。つまり高野山で行人方と学侶方の争いがあった際、慶長六年四月二三日に学侶方の代表は承兌のところへ訴え出しているのである。⁽¹⁴⁾ そして、これがもとで同年五月二一日に学侶方に高野山法度が出ているが、さらに同年八月十六日には家康の意を受けて承兌と閑室元信の連署で学侶方に重ねて法度が出されている。⁽¹⁵⁾ これらからみても高野山が最初から承兌の職掌の

範囲に入っていたのは確かである。

ここで特徴として他の山城、大和、河内の諸寺社が板倉勝重、大久保長安、片桐且元といった奉行人と密接な関係があつたのに對して、紀伊には奉行人が存在せず、高野山のことは承兌、元信に一任されていたということである。すなわち家康—承兌・元信—高野山という明解な縦の線が存在したのである。

③近江

ここに関する史料は延暦寺関係だけだが、他には安土「摠見寺文書」の中に関連史料がある。⁽¹⁶⁾

④山城 ここは寺社勢力の一大中心地であり、承兌の膝下であるから、これは当然である。しかし、この時期徳川政権の支配は始まつたばかりである。寺社支配にしても、前田玄以が関ヶ原の戦いまでは京都所司代の任にあつたので、家康としても京都を完全に掌握することが課題であつた。

⑤大和

大和も豊臣色の強い地域としては河内と同様である。関ヶ原の戦い以後、大和は家康の論功行賞により増田長盛、多賀秀家、宇多忠頼が改易となり、本多正武のみが旧領安堵であつた。そして新たに入部してきたのは織田長益、福島正頼、片桐且元、桑山元晴、松倉重政で、彼らはすべて外様大名であつたし、翌六年入部の片桐貞隆と桑山一晴もそうであった。⁽¹⁷⁾ さらに旗本についても、慶長八年から十二年の所領構成を示すといわれて「大和國著聞記寛永七年高付」⁽¹⁸⁾によると、この時期の五三家はほとんどが織豊の旧臣であると考えられる。このように関ヶ原の戦い後、大和においては豊臣勢力が圧倒的に強く、徳川勢力は全石高の四分の一に過ぎない。⁽¹⁹⁾ このような状況のなかで、大和における徳川幕府の寺社行政を遂行していく上で承兌の力が必要であったのである。『文案』の他には『近衛家文書』に法華寺に関する文書がある。

さて、承兌と大和の関係は、慶長七年六月十三日より十六日まで寺社領寄付の検使として大久保長安・小堀政次

慶長期における徳川家康と畿内寺社

・円光寺元信とともに大和に下向したのが最初である。⁽²⁰⁾『鹿苑日録』には同年六月二十四日に興福寺五師衆が承兌を訪ねているし、『言經卿記』にも同年六月二六日に山科言經が承兌に春日社樂人知行分の目録を渡しているし、翌月二六日にも言經は春日社樂人衆のために承兌に書状を認めている。興福寺五師衆が承兌を訪ねたのは朱印地を拝領するためだとすると、承兌が大和に関係してくる契機は、家康の大和諸社寺に対する朱印状発給であるといえよう。よって、大和に承兌が関係してくるのは慶長七年六月である。

以上まとめてみると、承兌が家康から寺社のことを仰付かた当初、その及ぶ範囲は河内、山城、紀伊(高野山)であった(近江は不明)が、慶長七年六月には大和もその中に入り、大和を中心とした五ヶ国にその活動が認められる。ここで大和を中心とした、というは『文案』所収文書を分析してみると、山城よりも大和の方が寺社の格が高く、殆どが朱印寺院であることがその理由である。これは板倉勝重が所司代として常駐しており幕府の力が山城においてはかなり行き渡っていたが、大和には大久保長安が不在であることが多く、所領配置からしても幕府の力を浸透さすために、承兌は大和に重心をおいていたのではなかろうか。

そして承兌の影響の及ぶ宗派を『文案』からみてみると、天台、真言、淨土、時、法相、律の六宗である。法華宗と一向宗に関する文書が『文案』に収められていない。『頂命寺文書・京都十六本山会启用書類』に、承兌と法華宗の関係を示す文書が数通収められていて⁽²¹⁾全く無関係ということではないが、法華宗、一向宗ともに、他宗に対して法度を発布している時期でもなお発布していないことを考慮すると、この二宗については幕府にとつても他宗と区別せざるを得ない、ということを『文案』も物語っている。

二 承児と寺社訴訟

(一) 訴訟の手続き

承児の訴訟に対する手続きを次の『文案』中の史料から探ってみる。

貴寺之内、前官先達此中申分雖在之、理非不決ニ付、公儀可有訴訟之由候、如何様之子細候哉、師弟之間、外聞不可然候、殊更強儀之勵在之由候、寺中集議之上、左右方無存分様ニ可然候、其上於不相済者、前官も可有上洛候、様躰承届異見可申候、於難究者可得諂候

(慶長十年) 卯月廿六日 承児 元信

三輪(虫損)□両年預御房

「前官先達」の師弟間で「申分」があり、寺内では決着が付かず家康を中心とする幕閣で構成される「公儀」に訴訟しようということになり、窓口である承児に提訴したが、承児は更なる「寺中集議之上」で両者が「無存分」きよう求めた。そしてその上で解決しなかった場合には、双方上洛し承児が事情聴取して「異見」、つまり調停案を出し、さらに解決しなかったら最後の手段として家康の「得諂」る、というものであった。

すなわち訴訟の段階として、①寺中集議、②①で解決しない場合、承児へ目安を以て提訴、③差し戻し寺中集議、④承児による事情聴取の上調停案の提示、⑤家康の裁許という五段階があり、そこでは「寺中集議」という内済の原理が重視されていることがわかる。しかしここで承児のいう「公儀」には彼は含まれていない。というのは彼自

身北野社へ、「とかく公事ニ公儀へ御出候ハ、せう跡共ニハ松梅院ニ竹内様御まけ可被成候間、各おあつかいノ時ニ御済候へと被仰候由申入たると御物語」⁽²³⁾しているように、この時点では承兌のところまで訴訟が進んでも、まだ「公儀へ御出」た訳ではなかつた。また石清水において「闕伽井坊・豊藏坊申分之儀、様体承候処、表向公事ニ成様之儀ニ無之候」⁽²⁴⁾とあることから、承兌段階ではまだ「公事」ではないことになる。つまり家康を中心とする幕閣で構成される「公儀」にまで訴訟が進んだ時に初めて「公事」となつたのである。よつて彼は公儀の一員ではないので、糾明は行えても裁許はできなかつた。裁許の主体は家康を含む「公儀」であつた。つまりは承兌に期待されていたものは一章で考察した以上に、毎年のように上洛と下向を繰り返す家康に代わつて「異見」すなわち調停し、「公事」にまで及ばせず、できる限り承兌段階で解決し、家康の手を煩わせないことにあつたのである。

承兌が「内相府御耳ニ可入程ニテ無之存候」⁽²⁵⁾と判断すれば、彼が糾明し家康の耳には入れないのもこれを示している。そのため彼の「異見」は寺社の側からすれば、「彼両院へも少相付候へと、両長老被成御異見候、（中略）迷惑ながら四拾石可相付由申候」⁽²⁶⁾と唐招提寺年預惣代が言うように、かなりの重みを持つて受けとめられていた。

従つて当時「得御意候儀者大事之儀」⁽²⁷⁾とされていたので、それ以前の「寺中集議」によつて解決したり、また承兌の段階での「異見」が実質的な裁許となるため、「得御意」⁽²⁸⁾の段階まで至るものがあまりなかつたであろう。前者の例では、内山永久寺院家が寺法を破つたことに対し、「今度者申事、以法度之上相済珍重候」⁽²⁹⁾と寺内法度に照らして解決しているし、後者については八幡善法律寺に対し「但存分候者有様承届可得 御意候」とあるもの、「太以不可然候」とか「算勘可令相遂候」と、裁許のような高圧的文言で「異見」している。⁽³⁰⁾

(1) 訴訟の内容

いつたい『文案』にはどのような内容の訴訟が収められているのだろうか。

表一によると、『文案』には八四件の訴訟が収められているが、そのうち所領を巡る訴訟が二四件と、この二つで全体の半数を越える。内容が不明なものもあるので、この数字は実際にはこれより増えるかもしない。

この中でも、史料が比較的まとまっている後任住持を巡る訴訟を検討してみる。

智積院第二世長善房祐宜の智積院入院に関する史料が四点あるので以下に紹介し検討する。

雖不寄思食候儀候、一筆令啓候、智積院大事之期ニ候、就其兼而ハ下野国持明院を能化ニと被申定候、学しやうの儀ニ候間、(所)しよけ衆も其段祝着ニ被存候処、頼音房と申仁ニ智積院譲り可被申候由候、しよけ衆同心不申候(能化)ハのうけ難成之由候、根来寺之のうけハ学者次第之由候、頼音房御礼ニ被罷下候由候間、同者御礼無之様ニと各被申候、但左右方之(虫損)御聞度候て御異見可然存候、為其令啓候、

（慶長十年）九月廿四日

承児 元信

本多（正純）上野介殿①

智積院へ寺家之儀、無理被押入之儀、無勿躰候、殊從御所様御預之寺ニ候処、所々被打破候儀、強々仕立沙汰限存候、如此御案内申上、尚以理不尽儀候ハ、御上洛次第具ニ可申上候、公事落ニ可成儀候、能々可有御分別候、恐々頓首

(慶長十年)十一月廿七日

元信 承児

持明院并

所化中

諸道具等於紛失者可為盜賊同前候、能々可有糺明候②

貴札拝見候、智積院所化衆、理不尽之勵不相届候、強々之儀、不可然之由以折紙申候、殊ニ御預之寺家被打破之由、沙門ニ不似合儀ニ候、從貴殿も持明院并所化衆へ以折紙被遣御異見可然候哉、委曲期拝顔候、恐々頓首

(慶長十年)十一月廿七日

元信 承児

板倉伊賀守殿③

智積院之儀武ヶ寺在之内、下之坊へ持明院所化衆打入候、于今居住ニ付、頼音房、彼所化衆被出候様ニ可申付訴訟候、長袖之申分ハ中々無同心候、其上公儀難渡候間、御上洛已前之儀、何レ共分別無御座候、以御異見相済候様ニハ成間敷候哉、可得貴意之由ニ而一筆令啓候、委曲頼音房可有演説候、恐々謹言

(慶長十年)十二月四日

元信 承児

板倉伊賀守殿④

祐宜の智積院入院については、智積院七世運敝が編纂し、天和三年（一六八三）に完成した、智積院の歴代能化

の伝記である『結網集⁽³¹⁾』には、「慶長乙巳冬、宥僧正（智積院第一世堯性房玄宥一筆者注）入寂、遺命迎越陽瀧谷惠伝和尚補位、海衆多慕師、不肯伝公（頼音房惠伝一筆者注）、遂有東西二党、互相譏揣、東党邀師、即与使同到、時伝公先入智積、東党乃抜取下寺、是時智積有二寺号上寺・下寺更番衛護於師、（中略）、於是兩党各訴於東照太神君、神君公断曰、理須選天下多帰者為主、何用テ党為ノ、乃審輿議、以命師焉、越ニオイテ慶長十一年夏五月進院」とあるし、寛永八年四月に智積院三世日誉が著した「日誉後住申渡状⁽³²⁾」の第六条には、「堯性房遷化之後、頼音房・長善房（祐宣一筆者注）後住之及鋒鏑⁽³³⁾、然処ニ家康公依尊命、長善房令入院」とあり、第十四条にも「玄宥死後、頼音・長善住持論之砌、所化衆多分長善就存寄ニ、得上意、長善房令住持」とある。

従来これらの史料より、祐宣は智積院入院に際し惠伝とその地位を争つたと考えられていたが、『結網集』にしても「日誉後住申渡状」にしても、慶長十、十一年当時の一次史料ではないし、後者に關しては宇高良哲氏が指摘されているように、その内容には明らかな誤りも含まれていて、にわかに信じることはできないが、この『文案』によると、この所伝を一層裏付けることができる。『文案』中の前掲①の文書は、慶長十年の一次史料であること、第三者による客観的視点によるものであること、そして記主の承兌が、當時、寺社からの訴訟の取次役であったことなどを考えあわせると、彼の文案にみえる内容は事実を最も的確に伝えるものと考えられる。

そこで前掲の四通の文書を検討していく。先ずこれらの文書の年代比定である。これらは書状の常として年紀を欠くが、いずれも家康の信任を受けて智積院を京都東山の地に再興した第一世堯性房玄宥の「智積院大事之期」に臨んで、後任能化の選出をめぐる争いのことを報じたものである。玄宥は慶長十年十月十四日に示寂しているので、①～④まではその直前直後の書状と考えてよいだろう。従つて、これらは慶長十年の文書である。

それでは順番に検討していく。①の文中にある「下野国持明院」とは玄宥の跡を後に継ぐ長善房祐宜のことである。これは玄宥もかつて入院修学した下野真言の古刹で、祐宜が玄宥に後任能化に定められて智積院に入るまで住していた持明院よりきている。また「頬音房」とは祐宜と智積院能化職をめぐって争った惠伝のことである。

この争いのそもそもその発端は、玄宥は兼ねてより能化職の法嗣に祐宜と定め、所化衆も彼の碩学を支持していたが、「大事之期」に臨んで遺命として前言を翻して惠伝を後任能化に定めたことに始まる。智積院の能化は元々紀州根来寺の両能化の一方を継ぐものであり、「根来寺之のうけハ学者次第」とあるように、宗学研鑽の泰斗でなければならなかつた。所化衆は惠伝を不適格者と見なし、彼を支持せず、それ故「のうけ難成」かつたが、それでも惠伝は玄宥の遺言に従つて入院を強行しようとして、その時江戸にいた家康に入院の挨拶に赴かんとした。それで承兌は、家康の側近、本多正純に、惠伝が所化衆の同心を得られない現状と、智積院能化たる資質は「学者次第」であることを報じ、惠伝が江戸に下向しても家康への拝謁は無用であること、また正純からも「異見」してほしいという旨を①で知らせているのである。また本書状での日付が「九月廿四日」であることは、智積院第一世能化玄宥はその示寂の慶長十年十月四日直前に至つて、後任能化の指名を祐宜から惠伝に変更し、玄宥生前より第二世能化職をめぐつて、所化衆を巻き込んだ祐宜と惠伝の争いが始まつたことになる。

そして、この争いは能化就任を強行しようとする惠伝側に対し、ついに祐宜一党が実力行使するにまで至つたのである。つまり、当時智積院では家康より賜つた寺地三区を二寺として、上寺、下寺と号していたが、祐宜一党が、この内下寺の方を占拠してしまつたのである。これを『結納集』では「東党抜取下寺」と記し、これを裏付け④では「智積院之儀、式ヶ寺在之内、下之坊へ持明院所化衆打入、于今居住」と記しているのである。そのため、

所化衆の同心を得られないために、まだ正式には能化職に就いてはいないが、玄宥の遺命という大義名分を有し、自分こそが智積院能化であると自負する恵伝は、このことを承兌に訴え、彼らの退去を求めたのである。これに対する承兌の処置についてみると②より、祐宜一党に対して、このまま下寺を不法占拠するならば、家康が上洛するとすぐに上間に達すると警告し、さらに最後には、この行為は「盜賊同前」であるとして非難しているのである。

また③をみると、承兌は祐宜一党に警告を出す一方で、②と同日に、下寺不法占拠についての問い合わせのあった京都所司代板倉勝重に、書状を出して状況を説明して応援を求めていた。おそらくこの時点では勝重も承兌が独力で解決できるだろうと思つて傍観していたのだろう。しかし七日を経ても一向に事態は進展しないので、承兌は④で再度勝重に応援を依頼しているのであり、しかも今度は恵伝を直接勝重の許へ事情を説明しに行かせている。しかし勝重がこの問題にどのように関与したのかは、そのことを示す史料が『文案』中にも他の史料にも見受けられないでの詳らかではない。

このように、承兌は祐宜一党に対しては強硬な態度を示して、勝重の協力も得て、十二月四日以降、家康の上洛までの約四ヶ月の間に何とかこの問題を「相済候様ニ」したかったのであるが、ついにそれは叶わなかった。承兌はこの問題を翌十一年四月六日に伏見城に入った家康に上申し、そして五月に家康の裁決により正式に祐宜の能化たるべきことが決定し、この問題は結末をみたのである。その結果、祐宜と能化職を争い、敗れた頼音房恵伝は智積院を去つて山科妙智院に退かねばならなくなつた。

三 家康・承兌・寺社

(一) 家康の寺社に対する基本方針

結局前述の訴訟の決着は家康の裁定により、所化衆の支持を集めていた祐宣が次期能化と決定した。この結果より家康の方針をみてみる。①より「しよけ衆同心不申候へハのうけ難成之由候、根来寺之のうけハ学者次第之由候」とあるように、当時、能化に就くためには所化衆の支持と碩学であることが要求された。家康が次期能化に祐宣を選んだということは、家康が重視していた、寺中衆議の意志と、後任住持は学問者であることの二点を祐宣が満たしていたことを示している。

家康が寺中衆議を重視していたという例は智積院のみならず、高野山内でもみられる。高野山はこの時期学侶方・行人方・聖方に分かれ、また学侶方も無量寿院門中と宝性院門中に分かれていた。そして慶長十年に宝性院門中の宝龜院主円深房良盛が没した際、後任住持に関する幕府側の方針は、幕府が任命するのではなく、「於門中可然之仁体被相定、其上被及異儀候ハ、可蒙仰候、可得御詫候」⁽³⁸⁾ というものであった。最終的な決定権は幕府にあつたが、それよりも「寺中衆議」が優先されていたことがわかる。結局このときの後任は淨菩提院より空賢房朝印が入っている。⁽³⁹⁾

このことは慶長期を通してみられ、慶長十九年四月二日学侶方両門主の一つで前高野山検校の宝性院政遍が没した際には、「宝性院後住之儀、当地へ論議ニ下向之衆ニ被成御尋候処、宝性院者宝龜院へと被存候へ共、惣中者大楽院と被申上候ニ付、後住者大楽院可然と内々御氣色ニ候」⁽⁴⁰⁾ あるように、宝性院の遺志よりも「惣中」の意志が

尊重されている。最終的には大御所家康、將軍秀忠に「縕目之御礼」⁽⁴¹⁾をすることで、幕府の認証を受けるけれども、大楽院と決定したのは「惣中」であった。

また学問重視は『文案』中に「惣別大事之院家不学之仁住持之儀者不可然之由不斷上意」⁽⁴²⁾とあることからも確認できる。

そしてもう一点は、家康は訴訟に対し「如前々可申付之由被仰出候」⁽⁴³⁾、「従先規無之義無用之由 上意ニ候」⁽⁴⁴⁾、「兎角従先年中如有來可然候、新儀ハ不入事候」⁽⁴⁵⁾として旧例の遵守を基調としていたことである。

このように杣田氏が考察された事項はすべて慶長期を通じて一貫していたのである。

(1) 寺社から家康への取次役、承兌

所領や人事を巡る訴訟の他には、寺社の朱印状発給に関する訴訟等がある。所領を拝領したのが明らかなのは、多武峰と豊国社であり、多武峰には「一、先年両長老へ詫言つかまつり、三千石之知行納取事」⁽⁴⁶⁾とある。豊国社は後述する。なお、多武峰が朱印地を拝領したのは慶長八年八月六日である。⁽⁴⁷⁾また「今度山林竹木御免許之御判、相調遣」⁽⁴⁸⁾したり、「兎長老へ罷出、(中略) 今度之御判(「豊国之置目御朱印」)之肝入之御礼也」⁽⁴⁹⁾とあるように、朱印状の種類も多岐にわたっていた。そして安土摠見寺に対して板倉勝重・大久保長安連署状で「去時分豊光寺・円光寺・西尾隱岐殿、我等罷出申上候義ニ、尤 御朱印可被遺由被仰出候、其以後御手透無之故、 御朱印不罷出候」⁽⁵⁰⁾とあるように、寺社に対する実質的な朱印状発給権は承兌にあったのである。

このように考えると、豊国社において「当寺之神宮寺之事并寺領之事、兎長老將軍家康被申上、被成御意得之由、長老被仰也」⁽⁵¹⁾とあるように、寺社側から徳川家康に懇望する際の窓口、つまりは寺社と家康を結ぶ取次役であった

と考えられる。取次ということは家康の側近くに仕えているということから、②家康の行動を各寺社に執達するということが派生してくる。義演は承兌に正月の「内府礼之事申遣」し、承兌は「来十六日公家御礼十七日法中云々」⁽⁵³⁾と返答している。これは家康の行動を熟知していなければできないし、だからこそ義演も承兌へ尋ねて云々である。そしてそのことを各寺社へ、少なくとも家康へ正月の礼をするような門跡寺院へ触れ回る職務があった。その際承兌住持の伏見豊光寺に門跡たちが集まつてから登城しているのも興味深い。

裁判を求める訴訟、所領の給付、朱印状の交付などの取次は、何れも承兌が家康の側近として強い力を持っていてことを示すものばかりである。特に朱印状などは承兌が「御手透」でないと発給されなかつた。このように家康の寺社支配において、寺社から家康への取次役としての承兌の役割は、幕府の基礎が固まつていなかつたこの時期非常に重要であつた。

おわりに

これまでみてきたように、徳川家康と畿内寺社は西笑承兌という人物を通じて繋がつていた。彼の職掌は主に訴訟の取次であったが、家康に訴訟を取次ぐかどうかは彼の裁量に任せられていた。家康は毎年のように駿府に下向し伏見不在が多かつたが、承兌の調停案（「異見」）は訴訟の決着に、「迷惑ながら」も受諾せざるを得ないほどの影響力を持っており、実質的な裁許であった。しかしその段階に至るまでには「寺中衆議」を最優先させ、中世以来の「内済の原理」が活きており、袖田氏の考察された家康の基本政策は関ヶ原の戦い直後から慶長期全体に亘つて一貫していた。

このように『文案』に記載されているだけで、慶長六年から十二年までの間に八十件程の訴訟が起きているが、その多くは家康の上意を得るまでには至っていないと考えてよい。承兌段階で訴訟が決着することこそが家康が承兌に期待していたことであったのである。豊臣系の所領が多い大和などを考えた場合、豊臣政権の中枢に位置した彼でなければ、寺社の支配も円滑には進まなかつたであろう。その意味で徳川政権の寺社行政は彼の双肩にかかっていたといつても過言ではない。そして彼はその期待に見事に応えて、その結果彼は「當時威勢無比類僧」⁽⁵⁵⁾と呼ばれたのである。

承兌が慶長十二年十二月に示寂した後、閑室元佶単独となるが、その段階では明らかに承兌段階とは異なつてい
る。つまり先述のように承兌段階では「公事」ではなく、従つて板倉勝重ら幕府の奉行人との連署の裁許状はなかつたが、承兌没後は、元佶と勝重の禁制や裁許状が出されるようになる⁽⁵⁶⁾。これは元佶が「公儀」の一員となり、彼が政権の中枢部に位置し、承兌以上に重用されていたことを示している。その理由は推測の域を出ないが、承兌は毎年のように大坂の秀頼へ赴き、依然豊臣家とも親しい存在であったため一線を画していたのだろうか。ともあれ元佶の延長線上には「黒衣の宰相」と言われるほど幕府の寺社行政に深く関与した金地院崇伝が位置する。そしてその没後にこうした禪僧による寺社行政の関与は終止符を打つ。崇伝の没した家光政権時には僧侶の手を借りずとも寺社行政を遂行できるだけの能力及び幕府権力の確立があつた。つまりは彼ら承兌・元佶・崇伝の三者は徳川政権の権力確立過程においてこそ必要とされた人物であった。崇伝没後二年の寛永十二年に寺社奉行が設置され、寺社行政は僧侶の手から離れ、以後武家に一元化された。

一方残された問題は多い。この時期の畿内には大坂に豊臣秀頼の存在がある。豊臣家と深い関係のある河内觀福

寺ですら、領内百姓との訴訟が、先ず承兌へ訴えられている。⁽⁵⁸⁾ これは徳川政権の豊臣家への上位性を示す一方で、彼ら豊臣家奉行の片桐且元へ両者の仲介を依頼している事実は、同時に徳川政権の限界性をも示しているといえようが、より精緻な分析が必要であろう。また承兌のように広域的な活動をしていたのは、徳川政権時特有のものであった。豊臣政権時では、京都は前田玄以⁽⁵⁹⁾、南都は横浜一晏・井上源五高清⁽⁶⁰⁾等が各自寺社訴訟に携わっていたので、承兌はどのように彼らの職掌を引き継いだのかということや、承兌は京都については板倉勝重と、大和については大久保長安と連携して事に当たっていたが、「国奉行」であったとされる彼等とどのような関係にあったのかなどについても明らかにしなければならない。

注

- (1) 桜田善雄「近世前期の寺院行政」（『日本史研究』二二二三、一九八一）。
- (2) 実際には慶長十一年九月に伏見を発ち江戸へ赴き、翌年駿府へ向かっている。以後長期の畿内滞在はない。
- (3) 『寺辺明鏡集』一（内閣文庫蔵）。
- (4) 北島万次「豊臣政権の外交衝突と五山僧」（『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』、校倉書房、一九九〇）。
- (5) 中村孝也「徳川家康文書の研究」下巻之一、二頁（日本学術振興会、一九八〇）。
- (6) 『鹿苑日録』。
- (7) 中村前掲書下巻之一、四頁。
- (8) 『承兌和尚事蹟』。
- (9) 『義演准后日記』慶長六年一月二九日条。
- (10) 『義演准后日記』慶長六年四月二十日条。
- (11) 『北野社家日記』慶長六年六月十一日条。

- (12) ことについては川添昭二・廣渡正利編校訂『彦山編年史料古代・中世編』に詳しい。
- (13) 『高野山文書』(高野山文書刊行会、一九四一)四巻「興山寺文書」には、八一、八二、一一三の三通取められてい
- (14) る。
- (15) 『鹿苑日録』慶長六年四月二三日条。
- (16) 新訂『本光国師日記』一巻、二八三頁。
- (17) 「摠見寺文書」五(『安土町史』史料編一)。
- (18) 中村孝也前掲書中巻、八一六頁。
- (19) 『序中漫録』所収(奈良県立図書館蔵マイクロフィルム)。
- (20) 森島允子「支配領域の再編成と中心地の配置」(『奈良県史』一巻地理、名著出版、一九八五)。
- (21) 「粟師寺史料」二(『上下公文所要録』(東大史料編纂所写真帳)「慶長七年壬寅六月十三日ニ寺社中興為寺領寄附之、内符公より為檢使免長老・学校・大久保十兵衛殿・小堀新助殿、當寺へ被越」、『妙喜院宗英日記』(内閣文庫蔵)慶長六年六月十六日条「一門様伺候候、免長老・学校・十兵衛、今朝未明より臥見へ被候」)。
- (22) 『頂命寺文書・京都十六本山会合用書類』一〇四(大塚工藝社、一九八九)。
- (23) 『文案』所収(慶長十一年)十一月十六日海龍王寺役者中宛書状。
- (24) 『北野社家日記』慶長六年六月十八日条。
- (25) 『文案』所収(慶長七年)八月四日付志水小八郎・八幡山惣中宛書状。
- (26) 表二参照。
- (27) 『文案』所収(慶長七年)十二月十一日付報恩寺宛書状。
- (28) 『唐招提寺史料』七二。
- (29) 『文案』所収(慶長十一年)二月付一乘院宛書状。
- (30) 『文案』所収(慶長九年)十月二十日付内山春陽宛書状。
- 『石清水文書』四二四。

表二 家康畿内滞在期間

年	期 間
慶長 六年	1/1~3/23(大阪)、3/23~10/12(伏見)
慶長 七年	2/14~10/2(伏見)、12/25~(伏見)
慶長 八年	1/1~10/18(伏見)
慶長 九年	3/29~閏8/14(伏見)
慶長 十年	2/19~9/15(伏見)
慶長十一年	4/6~9/21(伏見)
慶長十二年	家康駿府在城

中村孝也『徳川家康文書の研究』より

- (31) 『結網集』（覆刻版『大日本仏教全書』一〇六、名著普及会、一九七九）。
- (32) 「智積院文書」。
- (33) 宇高良哲『徳川家康と関東仏教教団』三三六頁（東洋文化出版、一九八七）。
- (34) 『結網集』下、三四頁。
- (35) 『結網集』下、三三頁。
- (36) 事実、「滝谷寺文書」一五六（『福井県史』資料編四、中近世二）で惠伝は「智積院惠伝」と署名している。
- (37) 「大日本史料」慶長十一年四月六日条。
- (38) 「文案」所収（慶長十年）四月六日付高野山宝性院宛書状。
- (39) 「金剛峯寺諸院家析負轉」六（『続真言宗全書』三五）。
- (40) 「本光国師日記」慶長十九年四月十一日条。
- (41) 「高野春秋」慶長十九年八月二十日条。
- (42) 「高野春秋」慶長十九年八月二十日条。
- (43) 「興山寺文書」八二（『高野山文書』、高野山文書刊行会、一九四一）。
- (44) 注(38)。
- (45) 「文案」所収（慶長十年）十一月二二八日付永久寺両座岸之上宛書状。
- (46) 「談山神社文書」六八。
- (47) 「序中漫録」所収。
- (48) 「談山神社文書」三七九。
- (49) 「大日本史料」慶長九年五月十七日条。
- (50) 注(16)。
- (51) 「義演准后日記」慶長十一年九月二日条。
- (52) 「舞旧記」慶長八年一月十四日条。

表三 承児大坂滞在期間

年	月 日	大坂登城日
慶長 5	10/6~	
慶長 6	1/1~2/5、2/23~3/15、4/29	
慶長 7	1/21~24、6/4、8/10~13、10/23~11/18	
慶長 8	8/15~18、12/15~18	8/16. 17、12/16. 17
慶長 9	9/18~10/2、11/15	9/23. 27
慶長10	9/19~23	9/20
慶長11	3/17~21、9/28~10/3	9/29
慶長12	6/23~8/4	6/23

『鹿苑日録』より

- (53) 『義演准后日記』慶長六年三月十八日条。
- (54) 『義演准后日記』慶長八年一月十七日条。
- (55) 『慶長日件録』慶長十年五月十九日条。
- (56) 『高野山文書』(同刊行会版)第二卷三五七号文書(慶長十三年七月十三日)を初見とし、『本光国師日記』にも多
数みられる。
- (57) 表三参照。
- (58) 『大日本史料』慶長十一年七月二九日条。
- (59) 例えは『泉涌寺文書』一三八。ここで玄以は雲龍院の儀に付き寺中と法音院の相論を裁許している。
- (60) 『多聞院日記』に多數散見できる。